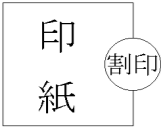


# 設計監理業務委託契約書

**天野 秀雄様**

---

御幸建設株式会社



# 設計監理業務委託契約書

委託者 天野 秀雄 を甲とし受託者 御幸建設 株式会社 を乙とし

社団法人日本建築士会連合会制定の「設計・工事監理業務基準」に基づいて次のとおり契約する。

第1条 甲は、(建築地) 岡崎市菟田二丁目4番5、4番10、4番11  
に建築する (工事名) 天野秀雄様 賃貸集合住宅 新築工事  
について下記の業務を乙に委託する。

## 1. 設計業務

### イ. 基本設計業務

- 1) 計画に関する協議及び調査
- 2) 基本設計図の作成

### ロ. 実施設計業務

- 1) 実施設計図の作成
- 2) 仕様書の作成
- 3) 建築基準法に基づく確認申請手続き

## 2. 工事監理業務

- 1) 工事契約に関する協力
- 2) 施工図等の検査及び承認
- 3) 工事の確認・指導
- 4) 変更工事の処理

第2条 甲は、その計画について、乙の業務遂行に必要な資料を遅滞なく乙に提示し、乙は、これによって各業務を定められた期間内に完了するように最善の努力をする。

第3条 乙は、第1条に定めた業務を下記期間内に行う。  
設計・工事監理業務  
2026年 2月 25日より工事完了まで

第4条 乙の業務に対する報酬は、次による。  
総金額 金 1,056,000円 (内消費税 96,000円)

第5条 甲は、第4条の業務の報酬を、次の区分によって乙に支払う。  
工事監理完了時 金 1,056,000円 (内消費税 96,000円)

第6条 甲が、第1条以外の業務を乙に委託する場合は、その報酬を甲が支払う。

第7条 甲の要求によりまたは与条件の変化によって設計変更が必要となったときは、甲は、その設計変更によって増加した業務に要する報酬を支払う。

第8条 甲は乙がその業務を完了する以前においては、その業務の遂行を中止し、または契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対し、その遂行した業務に対する報酬を支払わなければならない。

第9条 当事者の一方がこの契約を履行しないときは、相手方は契約を解除することができる。この場合、解除の責を負うべき者は、相手方に対して損害を賠償しなければならない。

第10条 前2条により契約を解除した場合、乙が既に甲に対し成果図書を提出しているときは、甲はその図書を返還する。

第11条 乙の作成した成果図書の使用は、この契約による工事1回だけに限定するものとし、甲が他の工事に用いる場合は、あらかじめ文書によって乙の同意を得るとともに、設計使用料を支払う。

第12条 この契約によって生ずる権利、義務は、相手方の書面による同意なしに、第三者に譲渡することはできない。

第13条 甲乙は、誠実にこの契約を履行し、この契約に記載していない事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(本契約書は、2通を作成し、甲乙がそれぞれ1通を保有する。)

2026年 2月 24日

委託者（甲）

住 所

氏 名

印

受託者（乙）

住 所 岡崎市上里三丁目3番地1

氏 名 御幸建設株式会社

代表取締役 近藤 康弘

印

# 重要事項説明書

2026年 02月 24日

天野 秀雄 様

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称：天野秀雄様 賃貸集合住宅 新築工事 設計・工事監理業務

建築士事務所の名称：御幸建設 株式会社  
建築士事務所の所在地：愛知県岡崎市上里三丁目3番地1  
建築士事務所の種別：一級  
開設者氏名：近藤 康弘  
(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

## 1. 対象となる建築物の概要

建設予定地：岡崎市藪田二丁目4番5、4番10、4番11  
主要用途：長屋住宅  
工事種別：新築  
規模等：延床面積：455.16 m<sup>2</sup>

## 2. 作成する設計図書の種類（設計契約受託の場合）

配置図、求積図、平面図、立面図、断面図、矩計図、構造図一式、構造計算書、建築確認申請図書一式

## 3. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

### （工事監理契約受託の場合）

- ①工事と設計図書との照合の方法：  
現場にて受け入れ検査及び工程終了後に照合。
- ②工事監理の実施状況に関する報告の方法：  
工事完了後に建築士法に基づく法定書式による工事完了報告書の提出。

#### 4. 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

① 設計又は工事監理の一部を委託する予定： あり なし

② 委託する業務の概要及び委託先（ありの場合の計画）

委託する業務の概要：構造設計

建築士事務所の名称：株式会社柴田構造設計

建築士事務所の所在地：愛知県西尾市一色町一色東前新田 39

開設者氏名：柴田賢治

（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

#### 5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
<p>【氏名】：石井 達之輔</p> <p>【資格】( 1級 ) 建築士</p> <p>【登録番号】( 第 339959 号 )</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】( ) 建築士 【登録番号】( )</p> <p>(建築設備の設計に関し意見を聴く者)</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】建築設備士</p>	<p>【氏名】：石井 達之輔</p> <p>【資格】( 1級 ) 建築士</p> <p>【登録番号】( 第 339959 号 )</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】( ) 建築士 【登録番号】( )</p> <p>(建築設備の設計に関し意見を聴く者)</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】建築設備士</p>

\* 平成 21 年 5 月 27 日以降に設計に必要な構造設計及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格について記載する必要があります。

## 6. 報酬の額及び支払の時期

①報酬の額：1,056,000 円（見積金額、消費税込）

②支払の時期：工事監理完了時に100%

## 7. 契約の解除に関する事項

正当と認められる事由があるときに限り、建築士事務所が本件業務を完了する以前において、書面をもって通知して、本件業務について契約の解約をすることができる。本件業務に関する成果品及びその対価の取り扱いについては、出来高払いを基本として協議のうえ定めるものとする

(説明をする建築士)

氏名：石井 達之輔

資格等：( 1級 )建築士  管理建築士  所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

年 月 日

(説明を受けた建築主)

住所：愛知県岡崎市上里三丁目17番地12

氏名：

# 重要事項説明書

2026年 02月 24日

天野 秀雄 様

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称：天野秀雄様 賃貸集合住宅 新築工事 設計・工事監理業務

建築士事務所の名称：御幸建設 株式会社  
建築士事務所の所在地：愛知県岡崎市上里三丁目3番地1  
建築士事務所の種別：一級  
開設者氏名：近藤 康弘  
(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

## 1. 対象となる建築物の概要

建設予定地：岡崎市藪田二丁目4番5、4番10、4番11  
主要用途：長屋住宅  
工事種別：新築  
規模等：延床面積：455.16 m<sup>2</sup>

## 2. 作成する設計図書の種類（設計契約受託の場合）

配置図、求積図、平面図、立面図、断面図、矩計図、構造図一式、構造計算書、建築確認申請図書一式

## 3. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

### （工事監理契約受託の場合）

- ①工事と設計図書との照合の方法：  
現場にて受け入れ検査及び工程終了後に照合。
- ②工事監理の実施状況に関する報告の方法：  
工事完了後に建築士法に基づく法定書式による工事完了報告書の提出。

#### 4. 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

<p>① 設計又は工事監理の一部を委託する予定： <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>② 委託する業務の概要及び委託先（ありの場合の計画）</p> <p>委託する業務の概要：構造設計</p> <p>建築士事務所の名称：株式会社柴田構造設計</p> <p>建築士事務所の所在地：愛知県西尾市一色町一色東前新田 39</p> <p>開設者氏名：柴田賢治</p> <p>（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）</p>
---

#### 5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
<p>【氏名】：石井 達之輔</p> <p>【資格】( 1級 ) 建築士</p> <p>【登録番号】( 第 339959 号 )</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】( ) 建築士 【登録番号】( )</p> <p>(建築設備の設計に関し意見を聴く者)</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】建築設備士</p>	<p>【氏名】：石井 達之輔</p> <p>【資格】( 1級 ) 建築士</p> <p>【登録番号】( 第 339959 号 )</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】( ) 建築士 【登録番号】( )</p> <p>(建築設備の設計に関し意見を聴く者)</p> <p>【氏名】：</p> <p>【資格】建築設備士</p>

\* 平成 21 年 5 月 27 日以降に設計に必要な構造設計及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格について記載する必要があります。

## 6. 報酬の額及び支払の時期

①報酬の額：1,056,000 円（見積金額、消費税込）

②支払の時期：工事監理完了時に100%

## 7. 契約の解除に関する事項

正当と認められる事由があるときに限り、建築士事務所が本件業務を完了する以前において、書面をもって通知して、本件業務について契約の解約をすることができる。本件業務に関する成果品及びその対価の取り扱いについては、出来高払いを基本として協議のうえ定めるものとする

(説明をする建築士)

氏名：石井 達之輔

資格等：( 1級 )建築士  管理建築士  所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

年 月 日

(説明を受けた建築主)

住所：愛知県岡崎市上里三丁目17番地12

氏名：